

伊東商工会議所後援等承認に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方公共団体、民間団体等（以下「主催団体」という。）の主催する記念事業、博覧会、見本市、展示会、講演会等（以下「開催事業」という。）に関する伊東商工会議所の後援等その他これに準ずるものの名義（以下「後援等名義」という。）の使用の承認について必要な事項を定めることを目的とする。

(主催団体の承認基準)

第2条 後援等名義の使用の承認を申請できる主催団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 公益法人またはこれに準ずる団体
- (3) その他公益性の高い事業を行う団体であつて会頭が適当と認めたもの

(開催事業の承認基準)

第3条 承認の対象となる開催事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 商工業の改善発達または地域の振興に寄与し、公益性を有すること
- (2) 営利を目的としないこと
- (3) 特定の個人または法人の利益を目的としないこと
- (4) 特定の政党の宣伝等に供しないこと

(承認の申請)

第4条 後援等名義の使用の承認を受けようとする主催団体は、あらかじめ伊東商工会議所後援等依頼書に次に掲げる書類を添えて申請し、専務理事の承認を得なければならない。

(1) 申請書に添える書類

- ア 主催者の存在を明らかにする書類
- イ 主催者の役員その他開催事業関係者の住所および身分等を明らかにする書類
- ウ 開催事業の目的およびその計画を明らかにする書類
- エ その他専務理事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、主催団体が国または地方公共団体である場合及び専務理事が不要と認めるときは、前項の書類の添付を省略することができる。

(承認等の通知)

第5条 後援等名義の使用の承認または不承認の通知は、文書をもって行うものとする。

(承認の期間)

第6条 後援等名義の使用の承認の期間は、承認の日から当該開催事業の終了の日までとする。ただし、引き続き申請があった場合または開催事業の性質上やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

(計画変更等の届出)

第7条 後援等名義の使用の承認を受けた主催者（以下「名義使用者」という。）は、事業計画その他該当承認に係る事項に変更があったときは、直ちにその旨を伊東商工会議所に書面で届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 専務理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 名義使用者がこの規程に違反したとき
- (2) 名義使用者が偽りその他の不正の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき
- (3) その他専務理事が当該後援等名義の使用の継続を不適当であると認めたとき

(経費等の負担)

第9条 伊東商工会議所は、後援等名義の使用の承認に係る開催事業に対して、事業実施に係る経費または人的役務を負担しない。ただし、専務理事が必要と認めるときは、この限りではない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、後援等名義の使用に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年10月7日から施行する。